

重要なお知らせ

平成24年1月15日(日)より 「磁気キャッシュカード」のご利用限度額が 変更になります。

振り込め詐欺や偽造キャッシュカード・盗難キャッシュカードなどによる被害から、お客さまの大切なご預金をお守りするため、磁気キャッシュカードのご利用限度額を以下のように変更させていただきます。お客さまにはご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

1日あたりのキャッシュカードのご利用限度額

お取引の種類	1日あたりのご利用限度額	
	平成24年1月14日(土)まで	平成24年1月15日(日)以降
磁気キャッシュカード	200万円 ^(注)	50万円
ICキャッシュカード	変更ありません。現在設定されている限度額にてご利用いただけます。	

- (注)・磁気キャッシュカード発行時点のご利用限度額は200万円に設定されています。
・「51万円～200万円」でご利用限度額を変更されている場合も同様に50万円となります。
・「0円～50万円」にご利用限度額を変更されている場合は、変更された限度額のままで変更はありません。

この機会に、安心して便利な「ICキャッシュカード」へのお切り替えをおすすめいたします。

詳しくは、当金庫本支店にリーフレット・チラシをご用意しております。

手数料
無料



【ICキャッシュカードの1日あたりのご利用限度額】		
ご利用のICキャッシュカード	手のひら静脈パターン登録済	手のひら静脈パターン未登録
ご利用ATM		
当金庫のATM	500万円	200万円
他行庫のATM・CD	50万円	50万円

●ご利用限度額はお客様のお申し出によりご利用限度額の範囲内で任意に設定できます。

ICキャッシュカード発行時点のご利用限度額は200万円に設定されています。ご利用限度額の引き下げをご希望のお客さまは「当金庫の本支店窓口およびATM」で変更ができます。

瀬戸信用金庫

詳しくは、当金庫本支店窓口へお問い合わせください。